

議案第六十一号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十二日

提出者 港区長 清 家 愛

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十六条第一項」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の二中「第五十二条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の三中「第五十二条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の四中「第五十三条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の五中「及び第五十四条の三第三項から第五項まで」を「並びに第五十四条の三第四項及び第七項から第九項まで」に改める。

第九条の六中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第二十三条第一項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「六箇月」を「六月（急

患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として一年」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「または」を「又は」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十七条中「第九項」を「第五項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。ただし、第二十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第二十三条第一項の規定は、令和六年度分の保険料のうちこの条例の公布の日の属する月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分の保険料のうち同月前の期間に係るもの及び令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正に伴い被保険者証の交付等に関する規定を削除するほか、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間を改めるため、本案を提出いたします。